令和５年度第３回小牧市国民健康保険運営協議会

令和６年２月１日（木）午後２時～
小牧市役所東庁舎　本会議用控室

【出席者】
〔被保険者代表〕
安江里美委員、夫馬照美委員、加藤美智子委員

〔保険医等代表〕
吉田雄一委員、渡邉暢浩委員、梶野勇委員、岩田登美子委員

〔公益代表〕
澤木厚司委員、纐纈昌章委員、小澤尚司委員、上野智委員

〔市側、事務局職員〕
伊藤福祉部長
保険医療課　澤尻課長、余語係長、野村係長、宮野主事

【司　　会】
定刻となりましたので、ただいまより、令和５年度第３回小牧市国民健康保険運営協議会を開催いたします。
なお、本日は、被保険者代表の佐藤様がご都合により欠席されております。また、保険医代表の渡邉委員については今のところご連絡はありませんが、遅れてこられる予定だと思いますので、始めさせていただきます。
また、当協議会の傍聴の申し出はありませんでしたので報告いたします。
まず、お手元の資料の確認をお願いいたします。
「令和５年度第３回小牧市国民健康保険運営協議会次第」が、Ａ４サイズで１枚です。
【諮問資料】として、「課税限度額の改正について」の資料が１枚、
【報告資料】として、「軽減判定所得基準額の改正について」の資料が１枚、「令和５年度の状況について」の資料が１枚です。お手元の資料のご確認をお願いいたします。不足等ございましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。それでは次第に従いまして、始めさせていただきます。まず初めに纐纈会長よりご挨拶をお願いいたします。

【纐纈会長】
それでは皆さん改めましてこんにちは。
本日はお忙しい中、小牧市国民健康保険運営協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。本日は次第にありますように、「課税限度額の改正について」の諮問と、「軽減判定所得基準額の改正について」などの報告が予定されております。
皆様の意見をお伺いしながら、協議を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げまして、開催にあたり、ご挨拶とさせていただきま

す。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【司　会】
ありがとうございました。
続きまして、伊藤福祉部長から挨拶申し上げます。

【伊藤部長】
改めまして皆さんこんにちは。
本日はご多忙の中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、日頃から本市の医療保険行政にご理解とご協力いただいておりますこと、重ねて感謝申し上げます。本日の会議では、「課税限度額の改正について」の諮問を予定しております。これは政令の改正が見込まれており、本市においても、政令改正の趣旨に従いまして、政令と同様の見直しを予定しているものであります。その他、国において予定されております、「軽減判定所得基準額の改正について」の報告などを予定しております。委員の皆様方には、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただくことをお願い申し上げまして、会議開催にあたっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司　会】
続きまして、今回は委員の皆様に、「課税限度額の改正について」をご審議いただくため、ただいまから諮問書を、伊藤福祉部長から会長にお渡しいたします。

【伊藤部長】
諮問書を朗読させていただきます。
「国民健康保険税の課税限度額の改正について（諮問）
このことについて、国民健康保険法及び小牧市国民健康保険運営協議会規則の規定に基づき、次の事項について、貴協議会の意見を求めます。
諮問事項１、課税限度額の改正について令和５年度中に国民健康保険税の課税限度額の取り扱いに係る地方税法施行令の規定が改正された場合に、課税限度額を改正後の政令どおりに改める。」以上であります。どうぞよろしくお願いいたします。

【司　会】
それでは、本日の議事に移らせていただきたいと思いますが、議事の進行につきましては、小牧市国民健康保険運営協議会規則第３条の定めによりまして、纐纈会長にお願いいたします。

【纐纈会長】
それでは議事に入りたいと思いますが、その前に事務局から本日の委員の出席者数の報告をお願いいたします。

【余語係長】

ただいまの出席委員は１０名であります。

【纐纈会長】

過半数の委員の方の出席をいただきましたので、本日の協議会は成立いたしました。次に本日の議事録の署名者を指名いたします。澤木委員と夫馬委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。それでは議事に入ります。先ほどいただきました諮問から、(1) 諮問「課税限度額の改正について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

【澤尻課長】

それではご説明いたしますが、先ほど出席委員１０名と申し上げましたが、１１名に訂正いたします。申し訳ございません。それでは (1) 諮問「課税限度額の改正について」を説明いたします。お手元の諮問資料１をご覧ください。

諮問内容は、

１．国民健康保険税の課税限度額を次のとおりとする。

令和５年度中に国民健康保険税の課税限度額の取り扱いに係る地方税法施行令の規定が改正された場合に課税限度額を改正後の政令どおりに改める、というものです。

(1) 課税限度額についてであります。

国民健康保険税は、負担能力に応じた公平なものである必要がありますが、受益との関係において、被保険者の納付意欲に与える影響や事業の円滑な運営を確保する観点から、保険税負担に一定の限度を設けることとしています。また、地方税法施行令第５６条の８８の２において、国の法定課税限度額が定められており、これに基づいて、各市町村は条例により課税限度額を定めることとなっています。本市では、小牧市国民健康保険税条例第２条により、基礎課税額（医療分）、後期高齢者支援金等課税額（支援分）、及び介護納付金課税額（介護分）の区分で限度額を定めており、算定した税額が課税限度額を超える場合は、この額を課税額として、三つの区分の合計額を国民健康保険税としています。

また本市におきましては、地方税法施行令の改正による法定課税限度額の引き上げと同時に、限度額の改正を実施してきた経緯があることから、令和５年度の課税限度額は、国の定める法定課税限度額と同額になっております。

下の表をご覧ください。法定の欄に記載している額が、地方税法施行令で定めている課税限度額で、令和５年度課税限度額については、医療分が65万円、支援分が２２万円、介護分が１７万円、合計で１０４万円となっており、本市におきましても、法定の額と同額の課税限度額を設定しているところです。

では、裏面をお願いいたします。

次に (2) 令和６年度小牧市国民健康保険税における課税限度額案につい

てですが、令和６年３月改正予定の地方税法施行令により、令和６年度から法定課税限度額が引き上げられる見込みであり、本市においても、次の理由により課税限度額を法定課税限度額と同額とする改正を検討しています。なお、市の条例改正は、地方税法施行令の改正後の３月末に行う予定です。
改正理由としましては、アとして、国民健康保険財政の健全化に向け、一般会計からの決算補填等目的による繰入の解消、削減を図る必要があること。また、イとして、国民健康保険税は、相当の高所得者であっても、課税限度額までの保険税負担で良い仕組みであることから、課税限度額引き上げにより、所得階層間の負担をできるだけ公平にするためであります。
下の表が改正案です。支援分を２万円引き上げ、医療分と介護分は据え置きとし、合計で課税限度額を２万円引き上げ、１０６万円とするものです。

(3) 改正による影響についてです。
この項目は、いずれも令和５年度課税データに基づき、昨年の本協議会でご審議いただきました、令和６年度の保険税率等を用いて試算したものです。国保税課税額の増加見込みとしまして、支援分が５６２万円増額となる見込みです。該当する世帯数の見込みですが、これは今回の改正により金額が増額となる世帯です。全１万７，２８０世帯のうち２５８世帯、約１．４９％の世帯の支援分が増額となる見込みです。
該当世帯例です。
モデル世帯として、３人世帯の場合と１人世帯の場合を挙げております。
３人世帯の場合、限度額に到達する所得は、現行の課税限度額では約８９２万円ですが、引き上げ後は９８５万円となる見込みです。
また１人世帯の場合は、限度額に到達する所得は、現行の課税限度額では約９８５万円ですが、引き上げ後は１，０７８万円となる見込みです。以上で説明とさせていただきます。

【纐纈会長】
ありがとうございました。事務局の説明は終わりました。
皆様からのご質問、ご意見等ございませんでしょうか。
いかがでしょうか。

そうしましたら、ご意見もないようでありますので、皆様お忙しいと思います。できましたら本日結論を出していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【纐纈会長】
異議なしとのことでありますので、本日諮問のありました、課税限度額の改正については、国民健康保険税の課税限度額に係る地方税法施行令が改正された場合に、小牧市国民健康保険税の課税限度額を案のとおり改正す

ることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全委員挙手）

【纐纈会長】

ありがとうございました。

全員一致でありますので、「課税限度額の改正について」は、国民健康保険税の課税限度額に係る地方税法施行令が改正された場合に、小牧市国民健康保険税の課税限度額を改正後の課税限度額に改正することに決定いたしました。なお、本日決定いたしました内容を答申することになりますが、お忙しい方ばかりですので、お許しをいただければ、私と澤木副会長が代表して答申を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【纐纈会長】

ありがとうございます。

では（1）諮問につきましては以上で終わります。

続きまして、（2）報告ア「軽減判定所得基準額の改正について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

【澤尻課長】

はい。それでは（2）報告ア「軽減判定所得基準額の改正について」を説明いたします。お手元の報告資料１をご覧ください。

今回、地方税法の施行令の改正に伴い、国民健康保険税軽減措置が拡大される見込みです。

１．改正の内容についてです。

表の網掛けのところですが、令和６年度において低所得者の保険税軽減判定所得の基準が見直される見込みであります。７割軽減は変更ありませんが、５割軽減の基準額は、令和５年度におきましては被保険者１人につき加算する額を２９万円としていますが、令和６年度は２９万５，０００円を加算した額に改正されます。２割軽減の基準額は、令和５年度につきましては被保険者１人につき加算する額を５３万５，０００円としていますが、令和６年度は５４万５，０００円を加算した額に改正されます。

下にモデルケースとして給与収入世帯で３人世帯の場合と、１人世帯の場合を記載しております。５割軽減では、令和５年度の軽減が適用となる給与収入の場合の額は３人世帯で１９７万２，０００円未満、１人世帯で１２７万円未満から、令和６年度は３人世帯で１９９万６，０００円未満、１人世帯で１２７万５，０００円未満となります。２割軽減では、令和５年度の軽減が適用となる上限額は３人世帯で３０２万４，０００円未満、１人世帯で１５１万５，０００円未満から、令和６年度は３人世帯で３０６万８，０００円未満、１人世帯で１５２万５，０００円未満となります。

また、令和５年６月の状況ベースの試算で５割軽減該当世帯数は５３世

帯、２割軽減該当世帯数は２３世帯増加する見込みです。
この軽減拡大による影響は約２８１万円の減と見込んでいます。

２．改正時期ですが、令和６年３月下旬の政令公布、令和６年４月１日からの施行を見込んでいます。
以上で説明とさせていただきます。

【纐纈会長】

ありがとうございました。事務局の説明は終わりました。
皆様からのご質問、ご意見等はございませんでしょうか。
いかがでしょうか。

それでは、ご意見等もないようでありますので、(2) の報告ア「軽減判定所得基準額の改正について」につきましては以上で終わります。
続きまして (2) 報告イ「令和５年度の状況について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

【澤尻課長】

それでは、(2) 報告イ「令和５年度の状況について」を説明いたします。お手元の報告資料２をご覧ください。令和５年度の状況について、

１．現年度分調定収納状況です。
歳入の根幹である、保険税の令和５年１２月末時点の状況ですが、１人あたり保険税調定額は上昇しているものの、被保険者数の減少により、調定額は8，３７０万円余減となりました。令和５年度現年度分の調定額２５億1，９１１万円余に対し、収入額は１６億9，８１４万円余、収納率は６７．４１％となっております。未納者への収納対策として、口座振替登録の勧奨や、未納額が一定以上ある世帯への納付勧奨、休日納税相談などを行っており、引き続き収納率向上に努めて参ります。

下段をご覧ください。
２．特定健診の状況です。
特定健診は例年通り６月１日から２月１４日までの期間で実施しています。令和５年度の特定健診の受診率は全体で２４．２％と、前年度から０．８ポイント下がっております。特定健診の受診率向上のため、８月と１１月に、タイプ別に５種類の異なる文面のはがきで受診勧奨を行っております。
以上で令和５年度の状況についての説明とさせていただきます。

【纐纈会長】

ありがとうございました。事務局の説明は終わりました。
皆様からのご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

【纐纈会長】

すみません１点お聞きしてもよろしいでしょうか。
保険税調定額とありますけど、これはどういう意味でしょう。

【澤尻課長】
保険税の調定額は、賦課額ですね。
それぞれの方に４月から翌年３月までの１年間分の保険税を、６月に基本的に通知しますけれども、その全体の保険税の賦課額の合計が調定額という形です。賦課額全体の、これだけ収入がある見込みですという調定額から、実際にお支払いいただいた収納額を記載しているものです。
現時点で収納率が６７．４１％とありますが、１２月末時点ですので、１月、２月、３月と、これからも動きがありますので、今後の収納率は、まだ足される状況ですが、現時点の収納額と収納率を示しております。

【纐纈会長】
ありがとうございました。その他ご質問等ございませんでしょうか。
はい、どうぞ。

【吉田委員】
今の話の続きですけども、最終的には収納率はどのぐらいになるのでしょうか。今年度はわからないにしても昨年度はどのくらいになるのでしょうか。

【澤尻課長】
令和４年度が９４．０７％です。令和５年度がまだわからない状態ですが、現時点の１２月末現在で０．９９％のマイナスということで、今後の収納でどれだけ収納率が動くか、というような状況でございます。

【纐纈会長】
よろしいでしょうか。

【吉田委員】
はい。ありがとうございます。ちなみにこの収納率９４．０７％とのことですが、５．９３％の方は、払わずじまいでもよろしいのですか。

【澤尻課長】
未納となったものについては、その後、滞納額となり、また翌年の滞納繰越分の調定額に入ってきます。未納分については、収税部門での実施ですが、税金の未納者に対して督促状の送付から滞納処分に至るまでの事務を進めていくというような流れになります。

【纐纈会長】
ありがとうございました。
他に何かご質問等よろしいでしょうか。

それではご意見等もないようでありますので、報告（2）報告イ「令和５年度の状況につきまして」は以上で終わります。
委員の皆様、何か他にございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。
特にないようでありますので、議事は終了いたします。その他といたしまして事務局から報告、連絡事項等ございますでしょうか。

【澤尻課長】
本日はご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。
議事録につきましては、作成後、ご署名をいただきにお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。
今後の予定ですが、来年度について、現時点の予定で１０月、１２月、２月ごろの３回、当運営協議会の開催を予定しておりますので、よろしくお願いします。毎回申し上げていますが、市内での交通事故が多発しております。お車でお越しの方は、早めのライト点灯等交通安全に十分ご注意をお願いいたします。
以上です。

【纐纈会長】
ありがとうございました。それでは以上をもちまして本日の協議会を終了させていただきます。大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

上記のとおり、令和６年２月１日（木）開催の国民健康保険運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者２名が署名する。

令和６年　**3**月　**11**日

会　　長　纐纈　昌章

署名委員　澤木　厚司

署名委員　夫馬　照美